

入院保険金のみの支払特約

当社は、この特約により、普通保険約款に規定する保険金については、入院保険金のみを支払うものとします。

入院保険金の支払条件変更に関する特約

当社は、この特約により、普通保険約款第8条（入院保険金および手術保険金の支払）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「第8条（入院保険金の支払）」

（1）当社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、入院し、かつ、実際に入院した日数が保険証券記載の日数以上となった場合は、保険証券記載の保険金額を入院保険金として一時に被保険者に支払います。

ただし、1回の入院につき、入院保険金の支払は1回に限ります。

（2）（1）の日数には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注）であるときには、その処置日数を含みます。

（3）当社は、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間は、（1）の日数として数えません。

（4）入院が終了した後、被保険者が、その入院の原因となった傷害によって再入院した場合は、後の入院と前の入院とを合わせて1回の入院とみなします。

（5）被保険者が、入院保険金の支払を受けられる入院中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合は、当初の入院保険金の支払を受けられる入院とその後の入院保険金の支払を受けられる入院とを合わせて1回の入院とみなします。

（6）被保険者が、入院保険金支払の対象となっていない入院中に、入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合は、その傷害の治療を開始した時に入院したものとみなします。

（注）医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

」

自転車事故のみの危険補償特約

(1) 当社は、この特約により、被保険者が日本国内または国外においてその身体に被った次に掲げる傷害のいずれかにかぎり、保険金を支払います。

- ① 自転車に搭乗している被保険者(注1)が、急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害
- ② 自転車に搭乗していない被保険者が、運行中の自転車(注2)との衝突、接触等の交通事故によって被った傷害

(2) (1)の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(注3)を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

(注1) 極めて異常かつ危険な方法で搭乗している者を除きます。

(注2) これに積載されているものを含みます。

(注3) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

通院一時保険金支払特約

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被ったときは、この特約および普通保険約款の規定に従い通院一時保険金を支払います。

第2条（通院一時保険金の支払）

- (1) 当社は、被保険者が前条の傷害を被り、その直接の結果として、通院し、かつ、実際に通院した日数が保険証券記載の日数以上となった場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い、その通院日数に応じた保険証券記載の保険金額を通院一時保険金として被保険者に支払います。ただし、1回の事故につき、通院一時保険金の支払は1回に限ります。
- (2) (1)の日数には、普通保険約款第9条（通院保険金の支払）(2)に規定する日数は含めません。
- (3) 当社は、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間は、(1)の日数として数えません。

第3条（通院の取扱い）

- (1) 同一の日に2回以上通院をした場合または2以上の事故に基づく傷害について1回の通院をした場合は、当社は重複しては第2条（通院一時保険金の支払）(1)の日数として数えません。
- (2) 被保険者が、通院一時保険金の支払を受けられる通院中にさらに通院一時保険金の支払を受けられる傷害を被った場合は、当初の通院一時保険金の支払を受けられる通院とその後の通院一時保険金の支払を受けられる通院とは同一の事故によるものとみなします。
- (3) 被保険者が、通院一時保険金支払の対象となっていない通院中に、通院一時保険金の支払を受けられる傷害を被った場合は、その傷害の治療を開始した時に通院したものとみなします。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。